



知的財産権侵害の脅威に立ち向かう 米国の取り組み（仮訳）

ロブ・カリア

仮訳 特技懇編集委員会

抄録

米国におけるイノベーションと創造力が、長らく米国の競争力と経済成長の原動力であった。これらはいずれも、特許や著作権、商標といった形で具現化される強い知的財産権なしで成功することはできず、この知的財産権が、創作を奨励し、投資や商業化を促進し、グローバルな知の拡大に寄与している。しかしながら、模倣品や海賊版による知的財産権の侵害が問題となっており、米国の知財産業に経済的な悪影響を及ぼし、世界中の消費者に深刻なリスクをもたらしている。本稿では、これらの脅威について検討するとともに、これらの犯罪に対抗するために米国政府が実行した多数の法的措置や政策について取り上げる。

序文

経済成長力と競争力において世界のトップを走るアメリカの地位は、アメリカの力強いアイデアと創造性を反映している。事実、アメリカの歴史は、ライト兄弟の飛行機の発明やヘンリー・フォードによる最初の自動車から、インテルのマイクロプロセッサの考案やそしてウォルト・ディズニーによる最初のアニメ映画に至るまで、偉大なアイデアに根差すものだ。発展する世界経済において、知的財産権は、新しいアイデアの追求に時間と資金を投じるよう投資家と発明者双方の意欲を掻き立てながら、イノベーションと創造性の主たる牽引役を演じてきた。この冒険家精神こそ、アメリカの偉大な強みの一つであり、より良い生活水準、新たな技術、新たな生産・製造方法、発展する経済成長、アメリカの新たな雇用をそれぞれ生み出すと共に、知的財産をアメリカの偉大な財産の一つに育て上げた。

エンターテインメントや電子分野から製薬・自動車・コ

ンピュータ・ソフトウェア産業に至るまで、知的財産を基盤とする産業は米国の国内総生産（GDP）の5兆ドル以上を占める。これは、他のどの国の名目国内総生産（名目GDP）よりも高いものである¹⁾。また、これら産業では1800万人以上のアメリカ人が働いており、今後10年間にこれらの産業における雇用は国内の雇用率より速いペースで伸びると予想される²⁾。最近の調査から、2000年から2007年の間、知財依存型産業は米国輸出総額の約60パーセントを占めたことが分かった。その額も、2000年の6650億ドルから2007年の9100億ドルへと増加している³⁾。

米国経済のみならず、世界経済、そしてもちろん人類の進歩も、特許権・著作権・商標権その他の知的財産権が我々にもたらすインセンティブと保護によるところが大きい。雇用創出と経済成長につながるイノベーションと創造性が隆盛し続けるには、強い知的財産権制度の維持及び促進が不可欠である。しかしながら、知的財産に依存して生きる地球上の人々の暮らしは、模倣品や海賊版に手を染める犯

- 1) ロバート・J・シャピロ、ケビン・A・ハセット「The Economic Value Of Intellectual Property (知的財産の経済的価値)」USA for Innovation (ユースエー・フォー・イノベーション)。2005年10月。
- 2) ステファン・E・シウェク「Engines of Growth: Economic Contributions of the US Intellectual Property Industries (成長の原動力：米国知的財産企業の貢献)」Economists Inc. (エコノミスト・インコーポレイテッド社)。NBCユニバーサルからの委託による。2005年。
- 3) ナム・D・フナム博士「The Impact of Innovation and the Role of Intellectual Property Rights on U.S. Productivity, Competitiveness, Jobs, Wages and Exports (米国の生産性、競争力、雇用、給料、輸出に対するイノベーションの影響と知的財産権の役割)」NDP Consulting (エヌディーピー・コンサルティング)。2010年。

罪組織に脅かされている。この組織は、アメリカだけでなく世界の雇用をも蝕み、また全世界の消費者を危険にさらしている。経済協力開発機構 (OECD) の 2008 年の研究では、模倣品や海賊版の国際取引額は 2005 年で 2000 億ドルになる可能性がある⁴⁾と述べている。これは世界貿易額の 2 パーセントに相当し、150 カ国の GDP よりも高い数字である。最新の推計では、模倣品や海賊版の国際取引額は 2000 年から 2007 年にかけて顕著に増え、2500 億ドルになるとも示唆されている⁵⁾。

もっともなことであるが、企業や消費者が電子商取引を採用すると、模倣品や海賊版の関係者たちも、活動を拡大してさらに多くの消費者に近づくためにインターネットを利用し始めた。インターネットでの模倣品や海賊版の販売は世界中に蔓延している。この種の違法行為にかかわる怪しげなウェブサイトは何千と存在する。調査によれば、映画、録音物、ビジネス用及びエンターテインメント用ソフトウェア、テレビゲーム等の著作権侵害によって、米国経済は毎年、総生産高のうち 580 億ドルを損失している。さらに、アメリカ人労働者から 37 万 3,375 の職と 163 億ドルの収入を、連邦・州・地方政府から 26 億ドルの税収を奪っている⁵⁾。実際には、これらの損害は米国に限ったことではなく、インターネットの模倣品や海賊版は全ての革新的な経済に悪影響を与えている。オンライン上の海賊行為に対し何らかの手が打たれない限り、インターネットへのアクセスが拡大しブロードバンドの速度が増すにつれ、これらの数字は悪化の一途を辿るのみであろう。

PRO-IP 法

模倣や海賊行為——それは、企業収益や政府税収に数十億ドル単位の損失を与え、社会から何百万もの職を奪う犯罪である。知的財産権侵害の有害な影響を鑑み、米国商工会議所は、知的財産権の価値を高め模倣や海賊行為から知的財産を守る世界規模の取り組みを主導する目的から、2007 年にグローバル知的所有権センター (Global Intellectual Property Center。以下、GIPC とする。) を開設した。我々は、知的財産権の価値を高め保護する政策を推進するため、米国議会、オバマ政権、組合に所属する労働者、その他の知的財産関係者との連携を強めている。こ

れらの政策は、いずれ経済成長の促進と雇用創出につながるはずだ。

GIPC のたゆまぬ努力により、2008 年 10 月、米国議会は「包括的模倣品・海賊版対策法案 (Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act。以下、PRO-IP 法とする。)」を可決し成立させた。両党の議員の圧倒的多数から支持されたこの包括的な法案は、模倣品や海賊版に対し民事法及び刑事法を強化するものである。さらに、エンフォースメントの強化及び司法省 (以下、DOJ とする。) への法執行部門設置を規定すると共に、大統領府内に知的財産執行調整官 (Intellectual Property Enforcement Coordinator。以下、IPEC とする。) という史上初のポストを新設し、行政府の枠組みを超えて知的財産に関する協調を向上させている。

ここ一年の間、GIPC は、PRO-IP 法で定められた計画と人員への資金を確保するため、議会と協働してきた。努力の甲斐あって、新たな FBI 捜査官に 800 万ドル、司法省の執行部隊の活動に 200 万ドル、そして、州及び地方のエンフォースメントへの助成金に 2,000 万ドルの資金を確保することができた。さらに、PRO-IP 法の施行以来、エンフォースメントの取り組みを後押しする数多くの進展があった。例えば、エンフォースメントを専門とする 50 人以上の新たな FBI 捜査官の全国配備、ロサンゼルス・ワシントン現地事務局・ニューヨーク・サンフランシスコの 4 か所へのエンフォースメント強化チームの創設が挙げられる。さらに、知的財産問題専任の 15 人の連邦検事補佐官が新たに任命された。

米国知的財産執行調整官 (IPEC) 及び共同戦略プラン

2008 年の PRO-IP 法で定められた通り、オバマ政権はビクトリア・エスピネル氏を米国初の IPEC に任命した。彼女は後日、米国上院で承認を受けた。この職においてエスピネル氏は、深刻化する知的財産権侵害問題に対し、政府の様々な機関及び資源を最大限に活用する方法を提示するエンフォースメント戦略の作成を担っていた。共同戦略プランと呼ばれるこの計画は、ジョー・バイデン副大統領、エスピネル氏、出席していた多数の閣僚によって、6 月 22 日に議会に提出された。GIPC は共同戦略プランに全面

4) 経済協力開発機構 (OECD) 「The Economic Impact of Counterfeiting and Piracy (模倣品と海賊版の経済への影響)」2008 年 6 月。

5) ステファン・E・シウエック 「The True Cost of Copyright Industry Piracy to the U.S. Economy (著作権侵害による米国経済の真の損害)」The Institute for Policy Innovation (ザ・インスティテュート・ポリシー・イノベーション)。ポリシー・レポート 189 号。2007 年 10 月。



的に賛成し、支援と認知活動を続けている。また、プランの成功に向けてIPECが権限、人員、資源を確保できるよう、議会との協働を開始した。

連邦レベルでの取り組み

共同戦略プランの導入以降、州レベル及び連邦レベル双方において、知的財産のエンフォースメントの取り組みが急激に進歩してきている。今年の6月、米国移民税関捜査局 (U.S. Immigration and Customs Enforcement。以下、ICEとする。) とニューヨーク南地区の連邦検事は、「Operation In Our Sites (我々のサイトでの活動)」の立ち上げを発表した。インターネットの模倣品や海賊版と戦うことを目的とした新たな試みである。

この一環として、調査員たちは、「トワイライト・サーガ/エクリプス」や「トイ・ストーリー3」などの大ヒット作を含む映画のコピーを違法にばらまくウェブサイトのうち、作品が多いものから7つのウェブサイトのドメインネームを差し押さえた。合算すると、これらのサイトは月間推定600万人、年間推定7,000万人以上の訪問者を集めていた。最近の活動はこのように成功しているが、模倣品や著作権侵害物の販売、または広告収入を生み出すコンテンツの無料配布によって、オンライン上の知的財産権侵害から利益を得ているサイトは他にもまだ何千とある。

進歩したエンフォースメントの例をもう一つ。昨年、DOJとICEは、数百万ドル相当の衣料及びアクセサリーの模倣品を売買した罪でサンフランシスコの11人の商人を逮捕した。知的財産の保護と雇用創出は切り離せないものであり、現在のような経済の停滞期にあっては、この種の犯罪が経済回復を遅らせ雇用を蝕むのを許しておくわけにはいかない。「Operation In Our Sites」やサンフランシスコの逮捕劇は、エンフォースメントの取り組みの強化の典型例であり、深刻化する模倣品や海賊版問題の解決の一助となるだろう。

水際での取締り

Customs Facilitation and Trade Enforcement Reauthorization Act of 2009 (2009年税関促進及び貿易法エンフォースメントの再承認法 (CBP再承認法))

米国内でのエンフォースメントの取り組みは徐々に成功をみているが、米国の反模倣品・反海賊版対策のもう一つの重要な要素は、模倣品や海賊版が米国に入り込むのを防ぐ取り組みを向上させることである。米国税関国境警備局 (U.S. Customs and Border Protection。以下、CBPとする。) によれば、2009年には2億6,070万ドル相当の14,841件の知的財産関連の差押えがあった。その上、安全面やセキュリティ面で潜在的なリスクをもつ知的財産権侵害品の差押えは、2,780万ドルから6,250万ドルに増加した⁶⁾。これにより、GIPCは、2009年税関促進及び貿易法エンフォースメントの再承認法を可決するよう、議会で熱心に働きかけている。この法案は、施行されれば、模倣品の米国入国を阻止しやすいようCBPを改編するものである。

上院財政委員長のマックス・ボークス (アラバマ州民主党) 及び上院財政委員会の幹部メンバーであるチャック・グラスリー (アイオワ州共和党) が提出したこの税関法案は、3つの重要な行動指針を打ち出している。

- (1) 一人の副長官の指揮下にCBPの国際事務局と商業事務局を統合して、知的財産のエンフォースメントに優先順位をつけることができるようなハイレベルなリーダーシップを確立する。また、ICEの副所長にNational Intellectual Property Coordinating Center (全米知的財産権調整センター) の公式権限を与える。
- (2) 知的財産法を侵害する輸入品をCBPのスタッフが発見・特定できる十分な訓練を積めるように、現場責任者の訓練向上にあてる資金を増やす。
- (3) 知的財産のエンフォースメントに関連する共同戦略プランの改良を要請し、CBPとICEによるエンフォースメントの能力を強化する。一方、港湾検査官を補佐するため、個別のNational Targeting and Analysis Groups (全米標的分析グループ) を設置する。

他には、過去の侵害者のリスト及び信頼できる協力者のリストの要請、権利者とCBP間の情報共有を阻む行政上の障壁の撤廃、知的財産侵害品の運搬が招く結果について旅行者に情報提供する啓蒙活動の立ち上げが述べられている。

この法案によって模倣品や海賊版を顕著に減らすことができるかもしれないが、GIPCは、以下の3点を追加して法案をさらに強化するよう議会に提案している。

6) 米国税関国境警備局「Intellectual Property Rights - Seizure Statistics: Fiscal Year 2009 (知的財産権—差押え統計：2009年度)」

- (1) CBPに商標を登録・記録するワンステップの手続きを新設する権限を与える。
- (2) CBPの責任者に模倣品や海賊版が米国市場に出回るのを防ぐ明確な権限を与える。一方、権利者が模倣品に接することは許可する。
- (3) 税関の入国フォームに、米国に知的財産侵害品を故意に持ち込まない旨の宣誓を加える。

国際協力

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)

模倣品や海賊版の荒波から国境の守りを固めるには、エンフォースメントの基準を強化する国際的な法的枠組みが必要である。2006年、米国と、日本を含むいくつかの主要貿易相手国によって、「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA)」に関する協議が開始された。ACTAは、国際協力の拡大とエンフォースメント手続の強化を通じて、物理的な環境・デジタルな環境におけるさらに効果的なエンフォースメントの国際基準を確立しようとする協定である。2008年6月に公式協議が開始した際には、ACTAの参加国数は40近くまで増えていた。オーストラリア、カナダ、EUの27の加盟国、日本、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、韓国、スイス、そして米国である。

この協定は、「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)」の最低基準を大きく超えることを目的としており、現在の法的枠組みの強化が不可欠と協議国が判断した多数のエンフォースメントの分野に対処しようとするものである。

意欲的で包括的な条約であるACTAは、志を同じくする貿易国が、模倣品や海賊版、それらが投資・技術革新・経済的持続可能性・雇用に与える悪影響に対処するにあたり支援を約束している。ACTAは、エンフォースメントの水準を引き上げ、貿易国間の協力体制を向上させ、知的財産権侵害に対する貿易国の対応の調和を図ると共に、強力なエンフォースメントの制度を望む国々に優れた見本を提示するだろう。

ACTAのように、知的財産権侵害に歯止めをかける積極的な対策は、世界経済の回復を確実にするために不可欠である。ACTAは、製薬、自動車、消費財等様々な業界の企業を規模を問わず守るだろう。また、世界中の技術革新者、創作者、消費者を保護するであろう。そのため、GIPCは、この重要な協定の2010年末までの締結を目指す協議国の努力を忠実に支援している。

協議期間中には、反知財活動家やACTAの批評家が、協定を頓挫させようと数多くの的外れな非難を行ってきた。そういった懸案事項に対処し、ありもしない話を一掃するため、協議国は様々な活動を実施してきた。例えば、透明性への懸案への対処には、草案文を公表したり、公開ミーティングを開いたり、パブリックコメントを募ったり、協定に関する議論に興味のある人々に門戸を開く方針を打ち立てたりした。さらに、ACTAはTRIPS及び「TRIPS協定と公衆の健康に関する特別宣言」と足並みを合わせるものであり、基本的な権利と自由を尊重するものであることについても正式に発表をした。

スペシャル301条

国際的な面では、USTR (米国通商代表部) が毎年公表するスペシャル301条報告書は、米国にとって世界の国々の知的財産権保護の妥当性と有効性を評価できる有用な手段である。これにより、どの貿易国が世界貿易体制のルールに従って行動しているか、また何よりも、諸外国がおのおのの知財保護義務を果たしているか、確認することができる。このスペシャル301条報告書は、政策立案者にとっては、諸外国がアメリカ人のイノベーションと創造性を適切かつ有効に保護していることを確かめるのに欠かすことができないものである。また、その報告書は製品を海外市場に輸出または海外市場から購入する予定の米国企業にとっては、投資環境を明らかにするものでもある。

2010年、USTRはスペシャル301条報告書作成にあたって77の貿易国の再調査を行い、優先監視国、監視国、306条監視国のリストに分けて41カ国を掲載した。報告書の作成を定めた1974年通商法182条の制定以来、スペシャル301条報告書は、貿易相手国の実効力のない知財政策の改善に重要な役割を果たしてきた。サウジアラビア、イスラエル、ポーランド、チェコ共和国、ハンガリーはまさにその好例で、これらの国々は、自国の知的財産権制度を著しく改善する努力により、監視国のリストから外された。

スペシャル301条報告書は一定の成果を挙げているが、そのプロセスはさらに改善可能であり、改善しなくてはならない。知的財産権の尊重やエンフォースメントができず、国際レベルでの知財の義務に従っていない国々とより効果的に関わりあってゆくため、GIPCは、政府が利用できる手段を強化する法律の制定を議会に働きかけている。また、その法案では、優先監視国に対する行動計画を要請する必要があるだろう。その行動計画とは、優先監視国の行動を



測る明確な基準、行動をとらない国々に対する意味ある制裁、優先監視国の監視とそれらの国々での米国企業の知的財産権の保護の支援を目的とした、主要米国大使館の新たな知財大使館員への権限付与を含むものである。

結論

知財犯罪は、模倣品や海賊版の関係者たちの資金、精巧性、創造力が増すにつれ、増加し続けている。GIPCが支持する法案は、知的財産権侵害との戦いにおいて新しい強力な武器を提供するだろう。しかし、成功に至るには、2つの山を乗り越えなければならない。第一に、押し寄せる模倣品や海賊版の津波を阻止するため、国内のエンフォースメントの取り組みの強化と向上を継続する必要がある。第二に、米国と主要貿易相手国は、国を超えた協力と協調を促進しつつ、自国の法律とエンフォースメントの向上に向けて足並みを揃えて努力する必要がある。

GIPCは、前述したものを含む様々なアイデアを推進する努力を続けていく。また、パートナーと緊密に連携しながら、米国と海外におけるさらに強力な知的財産権とエンフォースメントを提唱していく。それは、我々一丸となつての雇用の創出、経済成長、人類の継続的進歩に不可欠なものなのである。



米国商工会議所本部（ワシントンDC）

Profile

ロブ・キャリア

ロブ・キャリアは、米国商工会議所のGIPCにおける模倣品や海賊版関連のシニア・ディレクターである。会議所の反模倣品・反海賊版のチームを率いており、主席コーディネーター、戦略家、そして政府・議会・州・地方の政策立案者におけるメンバーの代表者として活躍している。また、模倣品・海賊版について企業と消費者を啓蒙する会議所の取り組みを主導し、明確かつ正確なメッセージを発信している。

さらに、会議所主宰の反模倣品・反海賊版連合（Coalition Against Counterfeiting and piracy. 以下、CACPとする。）の秘書官として活躍している。CACPは、650人以上のメンバーを擁する広範な企業連合であり、模倣品や海賊版に影響のある大小を問わないほぼ全ての業界の中心となっている。キャリアは2006年3月に会議所のメンバーとなった。

以前は米国商務省に勤務し、米国・在外商務部（U.S. and Foreign Commercial Service）の一部門である米国貿易促進事務局において、スペシャルアシスタントとして働いていた。日々の業務に関し事務局長に助言を行い、商務長官の先遣隊及び出張補佐として活躍した。

キャリアは、カリフォルニア大学デービス校に通い、政治学及び歴史学において最優秀の成績で卒業した。

